

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



PCR検査の費用など 会社からの支給金は非課税

新型コロナウイルスの感染対策をめぐり、国税庁は、課税ルールの指針をホームページで公開した。従業員が会社の業務命令でPCR検査を受けたら、職場以外の場所でありモーターワークした場合の費用を会社が補助した場合、実費相当分は非課税とした。

業務に必要な措置であることが条件で、会社の指示で受けた

PCR検査の費用などのほか、在宅勤務で使う机などの購入を会社が補助した場合も該当する。

企業から受け取った手当や給付は、一般的に所得税の課税対象になるが、コロナ禍で新たな手当や給付が増えているため、課税基準を示した。国税庁は、在宅勤務で通信費や電気代などの手当が非課税になる場合の指針も公表している。

無利子・無担保融資 年末まで申請期限を延長

政府は新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少するなど一定の条件を満たした中小企業や個人事業者に対し、政府系金融機関を通じて実質、無利子・無担保で融資する制度を

設けている。

この無利子・無担保融資の申請の期限は6月末までだったが、感染拡大が続き、中小企業の資金繰りへの影響が長期化していることを受けて期限を半年間延長し、本年の年末まで受け付けることを決めた。

政府系金融機関による実質、無利子・無担保融資は、新型コロナウイルスの影響により、最近1カ月間の売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して一定程度減少することを要件に国からの利子補給で3年間無利子となる。

上限額は、国民生活事業が6000万円（融資枠800

0万円との併用可）、中小企業事業が3億円（同6億円との併用可）。

「雇用調整助成金」の特例措置を7月も継続

緊急事態宣言が出された地域などを対象にした「雇用調整助成金」の特例措置について、厚生労働省は厳しい雇用情勢が続いているとして、7月までは継続することを決めた。8月以降の対応については、今後決定する。

「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の対象地域で、自治体からの要請に基づき休業や営業時間の短縮などに協力する企業や、直近3か月の売り上げなどが、前年や2年前と比べて30%以上減少している全国の企業が対象となる。

それ以外の地域や企業では、1日の助成金の上限を1万3500円に、助成率をいずれも最大で中小企業は90%、大企業は75%としていて、この水準を7月も継続する。



時短・休業協力金

新型コロナウイルスの影響で自治体が飲食店などに休業や営業時間の短縮を要請する際、協力した事業者に支給する支援制度。

当初は店の売り上げや事業規模にかかわらず一律で支給する仕組みだったが、人件費や家賃の負担など固定費が重い大規模店からは要望が相次いだため、4月の「まん延防止等重点措置」の適用時から事業規模別に金額を変えた。時短要請の場合は短縮した時間に応じて金額を決める。

飲食店の場合、緊急事態宣言や重点措置の地域は中小企業が1日あたり4万~10万円、大企業は同最大20万円となっている。



新型コロナワクチンの接種 企業における留意事項

―不利益な取り扱い禁止

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が高齢者から順次始まりましたが、今後は、一般の人にも接種が拡大されるため、自社の社員がワクチン接種の対象となるのも近いと思われるかもしれません。そこで今号では、社員がワクチン接種をすることとなった場合に、会社としてはどのようなことに留意すべきか考えてみます。

社員が新型コロナウイルスに感染すれば、他の社員やその家族、さらには取引先への感染拡大など、影響は予想できないこともあり、事業活動に支障が生じる可能性もあるため、

●主なポイント●

- ・ワクチン接種はあくまで任意
- ・接種証明書の提出を強制できない
- ・接種を条件に出社の有無の設定はできない
- ・ワクチン接種日は有給休暇か特別休暇とする企業が多い
- ・接種の有無を契約や採用の条件とすることは不適切

会社としては社員の予防接種の義務付けたいところです。

しかし、予防接種法では、ワクチン接種は、あくまで個人の意思に基づいてするものと定められています。接種を希望しない場合は、無理に接種するような義務を課すことはできません。接種を受けるか、受けないかは、社員の判断によるものですから、会社として意思に反してワクチン接種を受けさせることはできません。

■接種証明書の提出

社員に新型コロナウイルス接種の証明書の提出を義務づけることはできません。前述のように、ワクチン接種は、あくまで個人の意思に基づいてするものであり、そもそも、ワクチン接種をしたか、しないかを会

社に伝える義務もありません。接種していない社員の出社を認めないといったような扱いもできません。接種の義務づけができないため、仮にワクチン接種をせず、感染したとしても、感染した社員に懲戒処分を科すことはできません。

したがって、接種・未接種を理由に、職場での不利益につながるような対応はできないと考えておいたほうがよいでしょう。

■労働時間の取り扱い

所定労働時間中に社員がワクチン接種を行う場合の取り扱いについては、特に定められたものはありません。有給休暇を取得させるかどうかは、それぞれの会社の対応になりますが、社員に不安や不満を持たないで働いてもらうためにも、接種に必要な時間を勤務免除（有給の外出扱い）としたり、特別休暇を設けたほうが良いのではないのでしょうか。最近では、接種を希望する社員が安心してワクチン接種を受けられるよう、「ワクチン休暇」を設けるケースも増えてきました。

原則として、住民票所在地の市区町村の医療機関や会場で接種することになります。接種の日時や予約方法は、市区町村によって方法が異なる

ります。そのため、社員が接種の希望を申し出てきた場合には、社員が接種を受けやすくなるよう、特別休暇を設けたり、接種時間を確保したり、副反応で会社を休むことも想定し、業務調整を行うなど、あらかじめ方針を決めておくといでしょう。

■取引先、採用面接など

取引先に接種証明書の提示を求めることや提示に応じない事を理由に取引を中止したりすることについては、そのものを禁じる法令はありませんが、厚生労働省では、予防接種を受けていないことを理由として不利益な取扱いが行われることは適切ではないと通達しており、そのような対応はできないと考えておいたほうがよいでしょう。

また、面接で接種の有無を質問する、もしくは採用は予防接種をしていることを条件とすることについても予防接種を受けていないことを理由とした不利益な取り扱いとして適切ではないとしています。

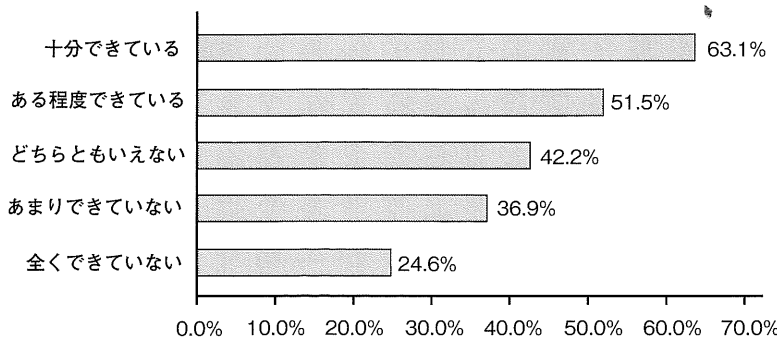
たとえば、ワクチン接種をしたとしても、感染対策が必要であることに変わりはありません。これまでの対策が無にならないよう、引き続きマスク着用の協力を求めていく必要があります。



2021年版中小企業白書 事業環境の変化に対応 デジタル化への取組み

中小企業庁は、2021年版の中小企業白書を公表しました。新型コロナウイルス感染症が中小企業に与えた影響や実態を分析し、危機を乗り越える上で重要な取り組みや企業の事例などをまとめています。そこで今号では、白書の中で取り上げている項目の一部を紹介します。

感染症流行による事業環境の変化への柔軟な対応



白書では、新型コロナウイルスが中小企業に与えた影響を分析し、その実態をまとめています。アンケート調査によると、「コロナ感染症による企業活動への影響が継続している」との回答が全体の71・3%と、多くの中小企業が何らかの影響を受け続けていることが分かりました。

一方、事業環境の変化に対応できている企業では、約6割が新製品・サービスの開発や新事業分野への進出などを積極的に実施しています。例えば、飲食店経営からペットフードの企画開発に転じた企業や、酒造会社で飲食店向けの販売減少を地域の個人消費で回復させたものなど、多数の事例が紹介されています。コロナ禍という不確実性の高い時代を転機と捉え、自社の強みを生かして新たな事業に取り組んでいる企

業は、着実に売上を回復していることが分かりました。

デジタル化への対応

新型コロナウイルスは、中小企業のデジタル化に対する意識を高めたといえます。デジタル化に関する調査では、デジタル化について事業方針の優先度が「高い」と「やや高い」を合わせた割合は、コロナ禍以前の45・6%からコロナ禍後には61・6%まで上昇しています。

一方、デジタル化による効果が出なかつたと回答している企業は、効果が出たと回答している企業に比べ、「明確な目的・目標が定まっていない」「資金不足」「アナログ的な価値観が定着している」などを課題として挙げる割合が高く、こういったことがデジタル化による効果を阻む要因と推察されています。

デジタル化による変革に取り組むためには、業務プロセスの根本的な見直しが必要であり、経営者の積極的な関与や方針策定、推進が不可欠であるとしています。

中小企業の財務状況

現在の中小企業の財務状況を見ると、自己資本比率は高まりつつあるといえますが、その一方で損益分岐点比率が高いことが特徴的です。損益分岐点比率とは、売上高が現

在の何%以下の水準になると赤字になるかを表す指標であり、売上高の減少に対する「耐性」を示すものです。

2019年の数値で見ると、小規模企業では92・7%、中規模企業では85・1%となつています。この数値が低いほど、新型コロナウイルス禍のような急激な変化にも強い会社であるといえますが、白書では中小企業の損益分岐点比率が高いことを指摘しています。

大企業の損益分岐点比率は、60・0%にまで改善している一方、中規模企業、小規模企業との格差は大きくなつています。

事業継承・M&A

経営者の高齢化や後継者不足に伴う廃業は以前からの課題となつていますが、新型コロナウイルスの影響を受けて2020年の廃業件数は過去最高となりました。廃業した企業の中には高い利益率を生み出していた企業も多く存在しており、こうした企業の経営資源を有効活用するための事業承継の推進が今後求められるとしています。

事業承継策の一つであるM&A（合併・買収）についても、従来のイメージは改善し、件数も増加傾向にあります。



国税庁 ■ インボイス制度特設サイトを一新 オンライン説明会コーナーを追加

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として「インボイス制度」が導入されますが、適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られており、適格請求書発行事業者になるためには、納税地を所轄する税務署に登録申請書を提出して、登録を受ける必要があります。

事業者登録申請の受付が迫る

インボイス制度導入の準備段階であるこの登録申請については、今年の令和3年10月1日から受付が可能となっており、事業者の間でも関心が高まっています。

数カ月後の登録申請の開始に合わせて、先般、国税庁は、ホームページ上の「インボイス制度特設サイト」の掲載内容を全面的にリニューアルしました。これまでのサイト内容としては、制度の概要やQ&A、取扱通達などが中心になっていましたが、次のような項目が新たに追加されています。

オンライン説明会の実施

今回、新たな項目として、全国各地からでも参加可能な「オンライン説明会」に関するコーナーを追加。オンライン説明会では、国税職員がインボイス制度の基本的な仕組みや適格請求書発行事業者の登録申請手続きなどのほか、Q&A機能（チャット機能）を利用して、参加者からの質疑応答も受け付けます。定員は100名（先着順）となっており、参加するためには、申し込みサイトにアクセスしてオンラインで行うこととなります。

説明会に参加できなかった場合は、あらかじめ次回以降の説明会に申し込みをするか、特設サイトに掲載されているインボイス制度について解説した動画を参考にしよう案内をしています。

また、インボイス制度に関する一般的な質問の相談窓口として、「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」も紹介しています。

7月の税務と労務

一税務一

- ★所得税の予定納税額の納付（第1期分）
納期限…8月2日
- ★所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月15日
- ★固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
- ★6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月12日（年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月12日までに納付）
- ★5月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…8月2日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…8月2日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…8月2日
- ★11月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…8月2日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…8月2日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヵ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…8月2日

一労務一

- ★令和3年度労働保険年度更新手続き
申告・納付期限…7月12日
- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…8月2日

新しい事業を始めたり、分野へ進出するなど、前例のないことに挑戦することは、必ず大なり小なりのリスクが発生します。それでは、現状維持のまま新しい行動を起こさず、挑戦もせず、何もしなければ本当にリスクはないでしょうか？確かに失敗のリスクは発生しないかもしれないませんが、そのかわり成功することもなければ、成長することもできません。つまり、ビジネスチャンスを失うリスクが発生しているのです。▼今年の中小企業白書では、コロナ禍

何もしないリスク

による悪影響がある中でも、新事業や新商品の展開など、この苦境を事業再構築の機会ととらえ、自社の事業を大胆に見直している中小企業が多いことが分かりました。▼何もしないことは、「やらないリスク」を無意識のうちに取っていることになり、現状維持すら難しいといわれています。コロナ収束後も経済をめぐる環境は楽観視できませんが、楽な環境ではない今だからこそ、新しいことに挑戦する勇気を持ちたいものです。